

わが国の役員報酬等とストック・オプションの会計 及び税務処理の変更や改正について

——コーポレート・ガバナンスの視点からの一考察——

田 中 敏 行

目 次

はじめに

1. コーポレート・ガバナンスと役員報酬等
2. 役員報酬等の取り扱いの変更及び改正
 - (1) 企業会計基準
 - (2) 会社法
 - (3) 法人税法
3. 企業の役員報酬等の会計及び税務処理の変更
 - (1) 企業会計基準の変更
 - (2) 法人税法の改正
4. スtock・オプションの企業会計・会社法・法人税法の取扱い
 - (1) 会社法第 2 条 21 号「新株予約権」
 - (2) 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」
 - (3) 法人税法第 54 条「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等」
5. 企業のストック・オプションの会計及び税務処理
 - (1) 企業会計基準第 8 号のストック・オプションの会計処理
 - (2) スtock・オプションの税務処理

まとめと今後の課題

はじめに

平成 18 年度を境にわが国では役員報酬等について企業会計基準、新会社法、法人税法において制度・会計処理・税法の整備や変更、及び改正が行われた。平成 17 年 11 月 29 日には企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」が公表され、平成 18 年度の法人税法の改正においても、平成 18 年 5 月 1 日に施行された新会社法（以下「会社法」という）においても当該内容の変更があった。またストック・オプションについては平成 17 年 12 月 27 日に企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が公表され、会社法第 361 条等において、また法人税法第 54

条で「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例」に規定された。

企業の役員報酬等は従来の報酬額（図表 1）に加えて長期インセンティブ報酬とするストック・オプションの付与等¹⁾と共に更に巨額になっている。役員賞与は従来の概念から「職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」とする役員報酬と同一の概念に統一され、企業会計における販売費及び一般管理費で固定費となる要素を有することからその額の多寡がコーポレート・ガバナンスの視点から重要な課題となろうとしている。

本稿では役員報酬等とストック・オプションについて企業会計基準や会社法でその取り扱いがどのように変化しているのかを整理し、まず企業利益に及ぼす影響について検討する。そしてわが国の法人税法では確定決算主義が採られ、企業の決算は通常計算書類が株主総会において承認されることによって確定するが、法人税法ではそこで確定した決算書に記載されている利益額を企業所得とみなして法人税を算出するシステムとなっている。その意味で法人税法による役員報酬等の改正が企業のその算定に影響を与えることになる。したがって当該法の改正がどのような内容となっているのかについても整理することが重要となる。

役員報酬等とストック・オプションについて企業会計基準、会社法、そして法人税法の三つの視点から考察し、企業はどのような方法や基準を設け役員報酬等を設定し、ストック・オプションを付与しているのか、またストック・オプションの公正価値については Black-Scholes モデルから検討しその会計及び法人税法の取扱いについて考察する。更にストック・オプションも含めた役員報酬等の多寡が企業経営にどのような影響を与えるのか、また役員がストック・オプションの授受を含めどの程度の役員報酬額を取得することになるのかについてコーポレー

ト・ガバナンスの視点からも問題点を論議する。尚新株予約権は株式上場の資本政策、友好的、あるいは敵対的 M&A (Mergers & Acquisitions)、資金調達、事業継承など多様な目的で活用されているが、本稿で扱うストック・オプションとは企業の従業員や役員にインセンティブ目的で自社株を無償で付与することをいう。

1. コーポレート・ガバナンスと役員報酬等

コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance) は一般的に企業統治と訳され、その含意に経営者は誰の利益のために経営すべきか、経営者はだれが、いかに監視すべきか、経営者の動機づけをいかにすべきか、などが課題として論議されている²⁾。コーポレート・ガバナンスの論議と関連し米国ではストック・オプション等役員報酬が高騰を続け、その原因にストック・オプションの付与日の改ざんにより経営者が売却益を増やせる仕組みとなっていることや税制のゆがみなどが指摘され、経営者の報酬を誰が、いかに監視すべきかの問題がどんな経営者と規制とのいたちごっことなっている³⁾。

英米において役員報酬等を決定する報酬委員会が設置され、ガバナンスの観点からその役割が期待されている。英国のグリーンブリー報告書 (1995 年) によると、報酬委員会が独立した非業務執行取締役により構成されるべきである⁴⁾としている。またコーポレート・ガバナンス委員会報告 (1998 年)⁵⁾では取締役報酬の取扱い方により会社の評判や会社内の士気の低下に影響を与えかねないとし、役員報酬の水準は取締役をひきつけ確保するのに十分であること、当報酬は会社及び個人の業績に連動するよう設計されるべきであること、そして業務執行取締役報酬に関する方針を策定し、個々の業務執行取締役の報酬パッケージを決定するため正式かつ透明な手続きを確立しなければならないとしている。

ストック・オプションについては、業務執行取締役の報酬の相当部分が会社業績に連動させられるべきであるとの一般的な考え方に同意する⁶⁾としている。当報告書について、萩野は⁷⁾キャドバリー報告書 (1992 年) を踏襲して、その提言がロンドン証券取引所の規則第 12 章「コーポレート・ガバナンスと取締役報酬」の項目に詳細な開示内容が記載さ

れ、それにより企業は外形的な説明にとどまらず、その正当性をしっかり立証することを求めていること、また機関投資家は「取締役、あるいは監視役会のメンバーおよび主要経営幹部の報酬は、株主の利益と整合した水準でなければならない。企業は年次報告書あるいは議案書の中で役員報酬——できれば取締役および経営トップの個別報酬内容——に関する取締役会の方針を開示しなければならない。これにより投資家はその企業の報酬方針ならびに慣行が一般の基準に合致しているか否か判断できる」、さらに「株主利益と連動する報酬制度としての持株制度や業績連動プランを挙げ、単なるストック・オプションについては株主と取締役の利益を合致させるものとは考えていない」と説明している。ハンベル委員会報告 (1998 年) では当報告書の提言とキャドバリー報告書も含め統一化を勧告し、ロンドン証券取引所が統合規範 (The Combined Code) を作成し、現在では取引所規則として定着していることが指摘されている⁸⁾。

また米国では 2002 年に企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) が成立し、企業の情報開示や内部統制に関する規制が強化され、また独立取締役による経営者の行動を観察する体制の確立に努めている。篠崎によると⁹⁾、独立取締役のみからなる報酬委員会の設置が義務づけられ、経営者報酬について取締役に代わる責務を負い、株主の権利としてエクイティ報酬については株主総会の承認が義務づけられているが、報酬の方針については株主総会の承認が義務づけられてはいない。また開示については、上位最高報酬額取得者 5 名の報酬について委任状説明書で個別開示することが義務づけられている。そして当該者の報酬内容をグラフ化し、企業業績との対比、業界と市場全体の数字との比較がわかるようしている¹⁰⁾とされる。しかし米国では監査役制度が存在しないこと、取締役の解任に正当事由を要すること、少数株主に株主総会招集権がないことなど株主の権利や役割がわが国と異なることも指摘されている¹¹⁾。

わが国でも平成 14 年の商法改正で委員会等設置会社が設置され、平成 18 年施行の会社法で取締役設置会社の取締役の権限を決め (第 362 条)、また報酬委員会では執行役等 (執行役及び取締役) の報酬を決定する (第 404 条) ことになり、当組織運営が、いかに客観的に、透明性を確保して機能するの

かがコーポレート・ガバナンスの観点から重要となっている。

参考までにわが国主要企業の役員¹²⁾の報酬を役員別平均額別に見ると、労務行政研究所の調査¹³⁾では図表1の様になっている。当調査では資本金額が高いほど社長の年間報酬額が高く、「100億円以上」で4,502万円、「30～100億円未満」で3,194万円、「30億円未満」で3,162万円と、資本金額が100億円以上と100億円未満とでは支給額に大きく差がでている、とも報告している。

(図表1)

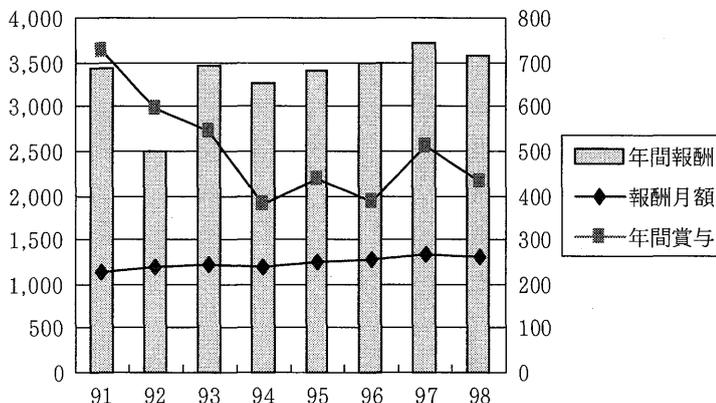
会長	3,548万円 (512万円)	取締役	1,763万円 (227万円)
社長	3,573万円 (429万円)	相談役	2,095万円 (79万円)
専務	2,281万円 (265万円)	監査役	1,351万円 (79万円)
常務	1,895万円 (203万円)		

(括弧：年間賞与)

また最近の年間役員報酬の調査¹⁴⁾によると、日産自動車の最高経営責任者、2億5,300万円、日興コーディアル証券執行役会長、1億2,200万円、同代表執行役社長、1億5,900万円、イオン代表執行役社長、4,300万円などとなっていることが報告されているが、上記役員報酬データと単純には比較できないがこの10年間で役員報酬額が大きく増加していることが解る。

わが国の役員賞与は今まで利益処分案の株主総会決議により支給し、未処分利益の減少として会計処理され、企業業績の影響に左右され支給されていた。図表2の「社長の報酬と賞与の推移」¹⁵⁾からも社長の報酬月額、毎年250万円前後ではば一定額で支給されているが、役員賞与は300万円から700

(図表2) (単位：万円)



万円という大きな幅で企業業績を基に支給され、不況下ではカットや不支給もあり得たことを示している。

このように役員報酬問題は英米においてコーポレート・ガバナンス論の中心を占めており、わが国の実態調査からも重要なテーマであることに他ならないのである。ストック・オプションも取締役が企業の業績を向上させ、実績や期待度に応じて得られるキャピタル・ゲインであり、それも役員報酬に含まれる。またそれは市場の企業評価を報酬に連動し、取締役が株主価値の増大に取り込むことが期待され、株価が上昇することによってのみ得られる。その意味で取締役と株主との利害が株価上昇＝企業価値上昇で合致することになるが、前述の英国の機関投資家はその意見に対して否定的なのである。英米での報酬

委員会の機能や役割は取締役報酬の方針を定め、報酬パッケージの確立により正式、かつ透明な手続きが確保され、その正当性を立証することにあるとしている。しかし株主や機関投資家等の利害関係者に高額な役員報酬額が適切で、かつ正当であることを理解させ、納得させるためには企業のパフォーマンスとの関係性を立証することが必要となろう。

2. 役員報酬等の取り扱いの変更及び改正

(1) 企業会計基準

企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan、以下「ASBJ」という) は平成17年11月29日企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」を公表した。当基準で取締役、会計参与、監査役及び執行役を「役員」といい、役員に対する賞与(役員賞与)の会計処理を定めているが、当基準2項で役員に対する金銭以外による支給や退職労金は取り扱わない、としている。そして当基準3項で役員賞与の会計処理は発生した会計期間の費用として処理すると定めた。

その理由に当基準12項で次の①役員賞与と役員報酬の類似性と②役員賞与と役員報酬の支払手続との二つを挙げている。

①役員賞与と役員報酬の類似性

「役員報酬は確定報酬として支給される場合や業績連動型報酬として支給される場合があるが、職務執行の対価として支給されることにかわりはなく、会計上はいずれも費用として処理される。役員賞与は、経済的実態としては費用として処理される業績連動型報酬と同様の性格であると考えられるため、費用として処理することが適当である。

この点に関して、役員賞与は利益をあげた功労に報いるために支給されるものであって、利益の有無にかかわらず職務執行の対価として支給される役員報酬とは性格が異なるという見解もあるが、会社の利益は職務執行の成果であり、この功労に報いるために支給される役員賞与もやはり業績連動型の役員報酬と同様に職務執行の対価と考えられる。」

②役員賞与と役員報酬の支払手続

「役員賞与と役員報酬は職務執行の対価として支給されるが、職務執行の対価としての性格は、本来、支給手続の相違により影響を受けるものではないと考えられるため、その性格に従い、費用として処理することが適当である。」

また、当基準 13 項で当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該支給は株主総会の決議が前提となるので、当該決議事項とする額又はその見込額（当該事業年度の職務に係る額に限るものとする）を原則として引当金に計上する、なお子会社が支給する役員賞与のように、株主総会の決議はなされていないが、実質的に確定債務と認められる場合には、未払役員報酬等の適当な科目をもって計上することができる、と定めている。

本基準の結論の背景が当基準 7 項から 11 項に亘って詳細に記述されているが、それによると平成 15 年法律第 44 号「商法等の一部を改正する法律」に基づく機関設計や役員報酬等についての定め方の相違により、内容的に同様の性格と考えられる取締役、執行役及び監査役の職務に関連する支給についての会計処理が異なるおそれがあるという意見や、連結財務諸表において親子会社間の会計処理の整合が図られないという意見があったことを契機に、役員賞与の会計処理について ASBJ は平成 16 年 3 月

9 日に実務対応報告第 13 号「役員賞与の会計処理に関する当面の取り扱い」を公表し、当報告第 13 号では、商法上、株主総会における支給手続と会計処理が連動すると考えられることから役員賞与の会計処理について、①役員賞与は発生した会計期間の費用として会計処理することが適当である。この場合には取締役報酬額又は監査役報酬額の株主総会決議（旧商法第 269 条第 1 項又は第 279 条第 1 項）により支給することになる、②当面の間、これまでの慣行に従い、費用処理しないことも認められる。この場合には、利益処分案の株主総会決議（旧商法第 283 条第 1 項）により支給し、未処分利益の減少として会計処理する、と定めていた。

しかし平成 17 年 7 月 26 日公布された会社法により、役員賞与と役員報酬とが同一の手続により支給されることとなったため株主総会における支給手続（旧商法第 283 条第 1 項）は会計処理の制約とはならず、当該制約を前提とした実務対応報告第 13 号を見直すことが必要となったこと、また会社法施行後に役員賞与を支給する場合、これまでの実務慣行であった処分可能な剰余金を原資とする支給が可能であるかどうかは、会社法上、必ずしも明らかではない。このため、役員賞与が支給された場合、会計上、費用に計上すべきか、剰余金の額の減少として処理することも認められるのか明らかにすることが必要となった、と審議の内容を公表している。

このように役員賞与は従来法人の利益が生じた場合に支給される利益処分性の支出と考えられ、株主総会の決議を経て利益処分により未処分利益の減少として会計処理されていたが、本基準により役員賞与は役員報酬でも業績連動型報酬と同様に役員の職務執行の対価であり、また職務執行の対価として支払われる役員賞与は支払手続に影響されことなく役員報酬と同様に費用として会計処理されることが明文化されたことになる。しかしそれは企業利益を圧縮する要因ともなり、またコーポレート・ガバナンスの視点では当該金額が機関投資家や利害関係者から注目されることにもなり、他方、後述するが改正法人税法では企業にとって大幅に法人税額の負担が軽減されるのである。

(2) 会社法

平成 18 年 5 月 1 日に施行された会社法では、第

361条の取締役の報酬等について「取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の権利」を報酬等と定め、役員賞与は役員報酬とともに職務執行の対価として取り扱うことに整理された¹⁶⁾。また報酬等について定款に当該事項を定めていないときは株主総会の決議（委員会設置会社における取締役、会計参与及び執行役については報酬委員会の決定¹⁷⁾によって定めるとされた。

その背景¹⁸⁾には平成14年の商法特例法改正により、利益処分権限を取締役に移すことが許容され、このことにより利益処分による役員賞与の支給が禁止され、お手盛りの危険が排除された¹⁹⁾、とされる。また委員会等設置会社では役員賞与も含めてトータルの役員「報酬」として社外取締役を中心とした報酬委員会が決定することになり、報酬等については利益処分案には記載せず、株主総会決議により定めるものとし、会社法は「賞与」に関して「報酬」規制に服することとした、とされる。

また会社法施行規則（法務省令第12号、平成18年2月7日）では、会社役員に関する事項について会社役員ごとの報酬等の総額（会社法施行規則、121条4号）、及び各役員に係る報酬等の決定方針が定められている場合における当議決定方法とその方針の内容（同条5号）が開示事項として掲げられている。また社外取締役、社外監査役（社外役員に該当するものに限る）が存する場合には、報酬等は区別して開示する必要があるとしている（会社法施行規則124条6号）。

使用人兼務役員については、取締役の報酬等と使用人の給与の性質が異なることを前提に両者を合算して開示することを認めず、取締役としての報酬等のみを必要的な開示事項とし、また使用人給与部分については、これが重要なものである場合において開示すべきこととしている（会社法施行規則121条9号）。

(3) 法人税法

法人税法は確定決算主義を採っていることから、確定した企業の決算書に記載された利益額を企業所得とみなし法人税を算出する。したがって企業は役員報酬等の取り扱いが法人税額算定に影響を及ぼすことから、法人税法の改正を重視する。

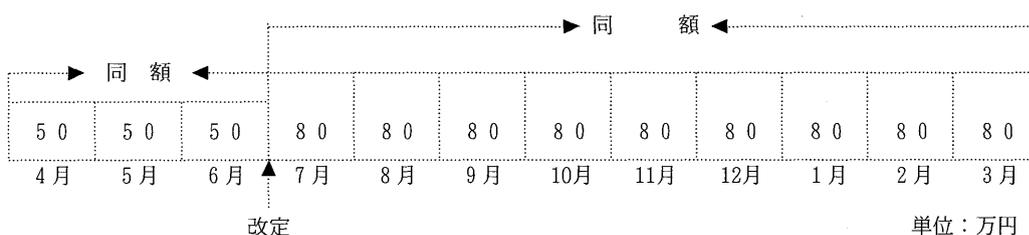
企業会計基準では役員賞与を役員報酬と同様にその発生した会計期間で費用処理することに定め、また会社法では役員賞与は役員報酬とともに職務執行の対価として取り扱うことに整理されたことから、法人税法では平成18年度税制改正で役員報酬等について改正前法36条の役員退職給与の損金経理要件を廃止し、従来株式会社から受ける財産上の利益としての報酬、賞与、退職給与の三分をなくし役員に関する給与を「役員給与」に纏めた。そして改正後法人税法は平成18年4月1日以後に開始する事業年度に支給時期や支給額又は支給額の算定方法が定められているかどうかを重要な判断基準として整理し、事前に定められている給与は条件を満たせば損金に参入し、後決めの給与は損金に参入しないものとして取り扱うことにされた。当役員給与として損金算入されるものについて（i）定期同額給与（法第34条第1項第1号）、（ii）事前確定届出給与（同条同項第2号）、（iii）利益連動給与（同条同項第3号）が示された。

(i) 定期同額給与

当該給与について「1か月以内の一定期間ごとに支給されるもので、かつ各支給時期における支給額が同額である給与（法第34条①一）」が役員報酬として損金算入されることになるが、政令69条1項で損金算入が認められる定期定額給与とは次に掲げるものとしている。

イ 定期給与（その役員に対して支給する給与で、その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであるもの）の額について、その事業年度開始の日から3か月を経過する日までに改定された場合における次に掲げる定期給与（例1）

(例1)

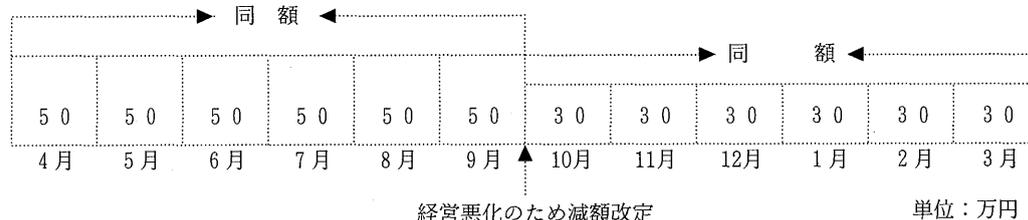


(イ) 改定前の各支給時期の支給額が同額である
定期給与

(ロ) 改定後の各支給時期の支給額が同額である
定期給与

ロ 定期給与の額につき、その法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により、その改定がされた場合のその事業年度その改定前の各支給時期における支給額及びその改定以後の各支給時期における支給額がそれぞれ同額である定期給与

(例2)



ハ 継続的に給与される経済的な利益のうち、その給与される利益の額が毎月一定であるもの

以上のように定期定額給与の損金算入にあたって「定時株主総会以外の時期の増額改定」「定時株主総会における増額改定と経営悪化による減額改定」「経営悪化による期中の2回以上にわたる減額改定」「経営悪化による減額改定と期中の減額改定」「定時株主総会における増額改定と期首適及適用分の一括増額支給」など例外的対応の税務判断が要求される²⁰⁾、とも指摘されている。

(ii) 事前確定届出給与

当該給与の損金算入が認められる適用要件は、「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る（法法34①二）」場合としている。

改正前法人税法では、定期定額の報酬とは別に6月と12月に賞与を支給する場合、その賞与は定期の給与ではないとして損金不算入とされていた。しかし改正後その役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定め、次いで所定の事項を記載した書類を所轄の税務署長に届出をし、その後職務の執行という順を踏むことで損金算入ができることになった。

また事前確定届出給与の提出期限は、その給与に係る職務の執行を開始する日とその事業年度開始の

日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日とのいずれか早い日（届出期限）と定めている（法令69②）。ここで事業年度とせず会計期間としているのは、みなし事業年度を含めないとしていることを意味している。

国税庁の通達²¹⁾では、当該規定は職務執行を開始する日までに役員給与の支給時期及び支給金額が確定していることを前提とし、後決め給与を認めないことになり、例えば給与が届出より増額、あるいは減額して支給される場合、その給与は事前確定届

出給与に該当せず、定期同額給与でもないため、原則その支給額全額が損金不算入として取り扱われ、また従来の利益処分のように職務執行期間開始前に支給金額が定まっていなものは、当該給与に該当せず、損金不算入として処理されることになる。

(iii) 利益連動給与

当該給与はその業務執行役員に対して支給する利益連動給与で次の一定の要件を満たすものについては損金算入を認めることになった（法法34①三）。

- ① 同属会社に該当しない法人であること
 - ② 確定額を限度として客観的な計算方法により算定されるものであること
 - ③ ②の算定方法につき、報酬委員会が決定していることその他これに準ずる適正な手続を経ていること
 - ④ ②の算定方法の内容が有価証券報告書への記載等で開示されていること
 - ⑤ 業務を執行する他の役員の役員給与について②から④までと同様の要件を満たすものとされていること
 - ⑥ 利益に関する指標の数値が確定した後1か月以内に支払われ、または支払われる見込みであること
 - ⑦ 損金経理していること
- 上記②の「確定額を限度」とするとは、支給額の上限が具体的な金額によって定められて

いることをいい、③の「これに準ずる適正な手続」とはイ、その法人の株主総会の決議による決定、ロ、その法人の報酬諮問委員会に対する諮問その他の手続を経た取締役会の決議による決定、ハ、その法人が監査役会設置会社である場合の取締役会の決議による決定、ニ、イからハに掲げる手続に準ずる手続のことをいうとしている。また⑤について業務執行役員のすべてについて②から④の要件を満たす必要があり、業務執行役員の一部の者について要件を満たさない場合は、他の役員の給与を含め、すべての利益連動給与の損金算入が認められないことになっている²²⁾。また⑥の「利益に関する指標の数値が確定した」時²³⁾とは、定時株主総会により貸借対照表や損益計算書等の計算書類が承認された時のこととしている。

ただし上記定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の役員給与に退職給与及び法人税法第54条第1項に規定する新株予約権（ストック・オプション）、及び使用人兼務役員に対して支給される使用人給与については除外されている。当該規定は使用人兼務役員の給与の場合、使用人分給与を除いて役員給与の損金不算入としている²⁴⁾。つまり使用人兼務役員は役員ではあるが、その使用人分給与については定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれにも該当しないものとされ、使用人兼務役員の使用人分給与は原則として一般の使用人給与と同様に取り扱う、としている。また法第34条第1項の但書で除外された退職給与、新株予約権によるもの、使用人兼務役員の使用人分給与と、除かれた後の役員給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれかに該当するものの額のうち、不相当に高額な部分の金額は損金不算入と規定している（法第34条第2項）。つまり過

大な使用人給与について法第36条で、使用人兼務役員の給与が役員に対するものか、あるいは使用人分としてのものかとする判断²⁵⁾ではなく、その支給額が不相当に高額であるかどうかにより判定されとしている。

3. 企業の役員報酬等の会計及び税務処理の変更

(1) 企業会計基準の変更

企業会計基準第4号により宝印刷株式会社（以下「宝印刷」という）は平成18年5月期決算で役員報酬等の会計処理の変更²⁶⁾を行った。宝印刷は平成17年5月期では役員賞与を利益処分により未処分利益の減少として会計処理をしていた（図表3）ため、損益計算書の販売費及び一般管理費で役員賞与引当金繰入額の費用処理はされていない。

しかし平成18年5月期の損益計算書では、宝印刷は企業会計基準第4号を適用し職務執行の対価として販売費及び一般管理費に役員賞与引当金繰入額²⁷⁾として決算時に費用計上し、個別財務諸表の会計処理の変更を行い営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、35,360千円減少していることを報告している（図表4）。

(図表3)

宝印刷株式会社	平成17年5月期	利益処分計算書	単位：千円
	当期未処分利益合計額	1,234,189	
	利益処分額		
	1 配当金	137,987	
	2 役員賞与金	<u>32,660</u>	
	3 任意積立金	650,000	
	次期繰越利益	423,541	（アンダラインは筆者）

(図表4)

宝印刷(株)損益計算書	平成17年5月期	平成18年5月期
Ⅲ 販売費及び一般管理費		
役員報酬	132,016	144,870
役員賞与引当金繰入額	—	<u>35,360</u>
.....		
営業利益	1,444,112	1,553,181
経常利益	1,575,370	1,734,351
税引前当期純利益	1,559,483	1,721,045

		単位：千円
① 決算時		
(借方) 役員賞与引当金繰入額	35,360	(貸方) 役員賞与引当金 35,360
② 株主総会承認時		
(借方) 役員賞与引当金	35,360	(貸方) 未払役員賞与 35,360
③ 支給時		
(借方) 未払役員賞与	35,360	(貸方) 現預金 35,360

報告書を例に改正前の法人税額と改正後のそれとを次の①、②の場合で比較検討し、問題点を論議する。

① 平成 18 年 5 月期の法人税額算出前の宝印刷の利益額は前述の企業会計基準第 4 号により役員賞与も含めた役員報酬等の費用計上により

したがって平成 18 年 5 月期の宝印刷の決算時、株主総会承認時、そして支給時の各会計処理は次の様に行われたことになる。

宝印刷は役員報酬等の会計処理の変更により、役員職務執行の対価とする役員報酬等の総額は平成 18 年 5 月期の役員報酬と役員賞与引当金繰入額を合算して 180,230 千円を監査役も含めた 16 名の役員に支払ったことになる(図表 4)²⁸⁾。しかし宝印刷はストック・オプション制度も平成 14 年 8 月 28 日に導入し、取締役 9 名及び従業員他 159 名に新株予約権を無償で交付している。これは役員に対して職務執行の対価として付与されストック・オプションも会社法第 361 条第 1 項三で「報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的内容」に規定され、企業の定款や株主総会の決議事項として報酬等に含まれることになり、その検討も必要となるのである。

(2) 法人税法の改正

前述の様に法人税法は企業の確定した決算書に記載されている利益額を企業所得とみなして法人税額を算出する。法人税法の改正により役員報酬等の取り扱いの変更が企業の法人税申告書に顕著に現れるのは平成 19 年 3 月期からになるが、改正前の法人税の役員賞与の取扱いは、例えば月以下の期間を単位として定期的に反復継続して支給される定期的給与は損金として処理されるが、ある月だけ増額があった場合には賞与とみなされ、損金に算入できない(旧法基 9-2-13)とされ、また歩合給・能率給のうち使用人と同一の支給基準によるものは損金算入が認められているが(旧法基 9-2-15)、一般的な業績連動型の賞与は損金不算入となっていた。したがって従来からも課税所得の金額の計算上役員賞与が損金算入になるのか、あるいは損金不算入になるのかの判断が企業にとって重要な関心事であった。

本項では、平成 18 年 5 月期の宝印刷の有価証券

その分減少している。また宝印刷が仮に同年同期に利益処分による会計処理をしたとするとその利益額は図表 5 の様に 1,756,405 千円となり、役員賞与引当金繰入額の 35,360 千円分が増加することになる。つまり、この場合は当基準第 4 号の適用により 35,360 千円の利益額が圧縮されている。次に法人税法の処理で比較すると、役員賞与を利益処分としていた改正前の税引前当期純利益に法人税法申告書「所得の金額の計算に関する明細書」(以下「別表四」という)²⁹⁾で加算調整することもなく、また改正後においても役員賞与の損金不算入額がないとすると、同様の処理となる。したがって所得金額は各々当期純利益と同額となる。しかし改正前と改正後の法人税額を、当純利益を基に実効税率を仮に 40%として算出してみると、次の様になり、宝印刷の法人税額の負担、14,144 千円が大幅に軽減されていることになる(図表 5)。

改正前法人税法の処理：

$$1,756,405 \text{ 千円} \times 40\% = 702,562 \text{ 千円}$$

改正後法人税法の処理：

$$1,721,045 \text{ 千円} \times 40\% = 688,418 \text{ 千円 (} - 14,144 \text{ 千円)}$$

② 次に宝印刷の取締役規定³⁰⁾について検討すると、取締役は代表取締役が選定し、取締役会での承認後株主総会決議により選定されている。また執行役員については取締役社長が指名し、取締役会で承認を得て選任されている。つまり宝印刷の取締役は会社法第 329 条によって選任されているが、執行役員は会社法上の取締役に該当しない。

宝印刷の取締役の「職名」を見ると、「執行役員経理部長」、「執行役員大阪支社長」、「執行役員 IT 事業開発担当」の 3 名が記載されている。つまり当該取締役は使用人兼務役員に分類される。宝印刷の「役員報酬の内容」で資料 1 の情報開示がなされているが、それを検討すると、取締役賞

与には上記3名の使用人兼務
 役員の分が含まれていること
 になり、改正前法人税法の役
 員賞与の処理では使用人分と
 役員分とを区別する必要があ
 る。

以上の事柄を踏まえて、以下
 では①の検討と同様に平成18
 年5月期の宝印刷を例に役員賞
 与を利益処分としていた改正前
 の法人税法と役員給与として費
 用処理する改正後のそれとの所
 得金額を別表四により、また法
 人税額で比較する。

ここで改正前法人税法と改正
 後法人税法による所得金額及び
 法人税額とを比較するために宝
 印刷の取締役賞与金31,220千
 円のうち3名の使用人分を仮に
 6,000千円とすると、改正前
 の処理では、損益計算書に当該金
 額分を費用処理し、その分当期
 純利益を修正することが必要と
 なる。また仮に当3名の役員賞
 与分を10,000千円とすると改
 正前法人税法ではその分を別表
 四で損金計上役員賞与として加
 算調整される。それにより図表
 6の様に改正前と改正後の所得
 金額の差が39,360千円となっ
 ている。

そして算出された所得金額を
 基に法人税額を算定するため
 に、実効税額を仮に40%とす
 るとその差は15,744千円とな
 るのである(図表6)。

改正前法人税法の処理：
 $1,760,405 \text{ 千円} \times 40\%$
 $= 704,162 \text{ 千円}$

改正後法人税法の処理：
 $1,721,045 \text{ 千円} \times 40\%$
 $= 688,418 \text{ 千円} (-$
 $15,744 \text{ 千円})$

(図表5)

	単位：千円	
	平成18年5月期(改正前)	平成18年5月期(改正後)
Ⅲ 販売費及び一般管理費		
役員報酬	144,870	144,870
役員賞与引当金繰入額	—	35,360
.....		
税引前当期純利益	<u>1,756,405</u>	<u>1,721,045</u>

(別表4)

加		
		
	損金計上	役員給与の	
	役員賞与	損金不算入額	0
算		
	所得金額		<u>1,721,045</u>
	法人税額		<u>688,418</u>

(資料1)

①取締役及び監査役に対する定期同額報酬

取締役	12名	119,310千円	(うち社外、1名)	3,600千円)
監査役	4名	25,560千円	(うち社外、2名)	5,640千円)
(上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 40,805千円)				

②定時株主総会決議による取締役及び監査役賞与金

取締役	12名	31,220千円
監査役	4名	4,140千円

(図表6)

	単位：千円	
	平成18年5月期(改正前)	平成18年5月期(改正後)
役員報酬	144,870	
役員賞与		
引当金繰入額	6,000	
当期純利益	1,750,405	1,721,045

(別表4)

加		
		
	損金計上	役員給与の	
	役員賞与	損金不算入額	0
算		
	所得金額		<u>1,721,045</u>
	法人税額		<u>688,418</u>

以上の様に改正前法人税法の処理と改正後のそれとを所得金額と法人税額で比較検討してみると、企業は改正前法人税法の処理を採用すると、法人税額の負担増となり、①及び②においても法人税法改正による役員給与の処理が企業にとって大きな法人税額の負担軽減となり、極めて有利な改正となっていることが明示されていることになる。つまり企業にとって高額な報酬等を得る取締役数や役員報酬等額が増加すればする程企業会計上の税引前当期純利益が減少し、企業が負担する法人税額が軽減される仕組みとなっているのである。

4. ストック・オプションの企業会計・会社法・法人税法の取扱い

ストック・オプションは、主に従業員や役員（以下「従業員等」という）に対して株主とのインセンティブの一致を目的として付与されるもので、自社株を対象としたコール・オプションである。一般的にストック・オプションを付与された従業員等は行使期間内に株価が行使価格を上回った場合、権利を行使して株式を取得し、売却すればキャピタル・ゲイン（譲渡益）を得ることができる。したがってストック・オプションは役員の報酬、いわゆる本稿で論議している役員報酬等であることに変わりはないのである。

本項では企業がストック・オプションを付与日以後のより高品質な労働用役の取得を期待して役員に付与するものとし、ただしその権利確定条件に勤務条件や業績条件が付され、かつその権利行使の際に株式が発行されるものに限定して、会社法第2条21号「新株予約権」、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、法人税法第54条「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等」の内容について考察し、ストック・オプションが役員報酬としてどのように規定されているのかをみる。そしてストック・オプションの会計処理や Black-Scholes モデルによるストック・オプションの公正価値について、また法人税法の取り扱いについても検討し、更に役員が付与された権利を行使し、株式の取得後売却することで得られるキャピタル・ゲインがどの程度の役員報酬額となるのかについてコーポレート・ガバナンスの視点から役員

報酬総額の多寡について考察する。

(1) 会社法第2条21号「新株予約権」

取締役報酬等については会社法第361条³¹⁾で企業の定款に規定されていない場合は株主総会の決議によって定められた。また報酬委員会にも取締役の報酬等（職務執行の対価として付与される新株予約権・退職慰労金も含む）の内容を決定する権限を有すること³²⁾とし、当該内容に新株予約権も役員報酬等に含まれている。

新株予約権については法第2条21号で「株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう」と定義された。つまり新株予約権とは新株の取得を予約できる権利のことで、企業が新株予約権という有価証券を発行すると、その取得者はあらかじめ定められた期間内であれば、いつでもあらかじめ定められた価額を企業に払い込めば企業から一定数の株式の交付を受ける権利のことである。

新株予約権の発行手続きについては、その権利内容³³⁾を決定し、法第238条2項及び第309条2項6号で株主総会で定めるとしている。しかし公開会社の場合は法第240条1項で法第238条2項を適用せず、募集新株予約権の有利発行に当たる場合を除き³⁴⁾、新株予約権の発行手続きは取締役会で定めることができるとしている。

(2) 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」

ASBJは、平成17年12月27日に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」と企業会計基準適応指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を同時に公表した。

当基準第8号第3条で適用範囲について、①企業がその従業員に対しストック・オプションを付与する権利、②企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって①以外のもの、③企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引と定め、また第2条2項で、ストック・オプションについて「自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員に報酬として付与するものをい

う。ストック・オプションには、権利行使により対象となる株式を取得することができるというストック・オプション本来の権利を獲得することにつき条件が付されているものが多い。当該権利の確定についての条件には勤務条件や業績条件がある」としている。そして同条3項で、従業員等とは「企業と雇用関係にある使用人のほか、企業取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれに準ずる者をいう」としている。

当基準第8号の導入の背景には、平成13年11月の商法改正により新株予約権制度が導入され、それによりストック・オプションの利用が活発化したこと、また海外におけるストック・オプション等会計基準が整備されたこと³⁵⁾、としている。当基準の目的について、従業員等に報酬として自社株式オプション（ストック・オプション）を付与する取引の会計処理を明確にすることにあり³⁶⁾、当基準は自社株式オプションや自社の株式取得を財貨又はサービスの取得の対価とする取引に限定している³⁷⁾、としている。

ストック・オプションの会計処理について当基準では、①取得したサービスの認識についてストック・オプションに対価性が認められる限り、これに対応して取得したサービスの消費を費用として認識することが適当である³⁸⁾、②ストック・オプションの権利の行使又は失効までの間の費用認識の相手勘定について、新株予約権は負債の部に表示することは適当ではなく、純資産の部に表示する³⁹⁾、③ストック・オプションが失効した場合について、新株予約権が行使されずに消滅した結果新株予約権を付与したことに伴う純資産の増加が、株主との直接的な取引によらないこととなった場合にはそれを特別損益に「新株予約権戻入益」等の科目名称を用いて計上した上で株主資本に算入する、④公正な価値評価について、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を基に算定を行うとし、その評価単価については、ストック・オプションの市場価格が通常観察できないため、株式オプション価格算定に広く受け入れられている算定技法を利用し公正な評価単価を見積もるとした。その例としてBlack-Scholes式や二項モデルが示されている⁴⁰⁾、また⑤ストック・オプション数について、権利不確定による失効数については最善の見積りを行うこと、そし

て権利不行使による失効数については失効の実績に基づいて会計処理を行うべき⁴¹⁾、と定めている。

(3) 法人税法第54条「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等」

役員給与の損金算入されるものについて前述の法人税法第34条に定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与として規定されているが、ストック・オプションは当該規定に含まれないことであった。しかし法人税法はストック・オプションの取扱いについて、第54条第1項で税制非適格、第2項で税制適格、第3項で税制非適格の場合の新株予約権消滅は益金に算入しない旨を各々規定し、当第1項では「内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権を発行したときは、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税法に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（「給与等課税事由」という）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する」と、また第2項では「前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、同項の新株予約権を発行した内国法人の当該役務の提供に係る費用の額は、当該発行法人の各事業年度の所得の計算上損金の額に算入しない」と定めている。

当条文ではストック・オプション会計基準にしたがいストック・オプションの公正価値をBlack-Scholesモデル等で算出し、税制非適格の場合、その役務の提供に係る費用の額をその権利が行使された日の属する事業年度の損金の額に算入されるとされた。それは従業員等に付与されるストック・オプションの経済的利益は、権利行使時に給与所得課税等にて課税されるため、法人税法としても所得税との平仄を採り権利行使時に損金処理を認める内容となっている⁴²⁾。他方税制適格の場合は、損金算入を認めないこととしている。

立野⁴³⁾によると法人税法上損金算入が認められるのは、税制非適格ストック・オプションのうち当該役務の提供の対価として当該個人に生じる債権を当

該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る（法第54条第5項）とされ、損金算入を可能にするのは新株予約権の払込みに代えて個人の債権の相殺が要件とされ、有償発行が前提となると解釈している。当解釈が妥当であるとすると、従業員等に無償で付与されるストック・オプションは株主総会決議を経て発行されるが、たとえ税制非適格であっても損金算入が容認されないことになり、新法人税法基本通達による解釈が待たれるところである。

5. 企業のストック・オプションの会計及び税務処理

前項でストック・オプションについて会社法第2条21号、企業会計基準第8号、そして法人税法第54条の変更や改正内容について考察し、ストック・オプションは役員報酬等として取り扱うことが各々規定されていた。本項では企業がストック・オプションを従業員等、ここでは役員に無償で付与する会計と税務の取扱いについて3の役員報酬等と同様に宝印刷を例に検討する。本項の法人税法の処理については税制非適格ストック・オプションと税制適格ストック・オプションとを区別し、企業と従業員等の取扱いに限って考察する。

(図表7)

①新株予約権の数(個)		578
②付与対象者	当社取締役	9
	当社従業員	156
	当社子会社取締役	2
	当社子会社従業員	2
③新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
④新株予約権の目的となる株式の数(株)	289,000	
⑤新株予約権の行使時の払込金額(円)	635	
⑥新株予約権の行使期間	平成16年10月1日～平成19年9月30日	
⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額	635
	資本組入額	318

そして第48条から第50条で費用計上額の評価について、Black-Scholesモデルや二項モデルを利用し、ストック・オプションの付与日現在の公正な評価単位を見積もるとした。

当基準第8号に準拠し、宝印刷のストック・オプションの取扱いについて、i) スtock・オプションの付与日、ii) スtock・オプションの行使時、iii) スtock・オプションの売却時で検討する。宝印刷は新株予約権方式によるストック・オプション制度で従業員等に新株予約権を無償で付与することを平成14年8月28日の定時株主総会で特別決議し⁴⁴⁾、その内容は税制適格ストック・オプションでの付与で図表7の様であった⁴⁵⁾。

i) スtock・オプションの付与日

まず宝印刷のストック・オプションの公正価値評

(図表8)

(1) 企業会計基準第8号のストック・オプションの会計処理

当基準第8号は、第39条でストック・オプションの公正価値評価額を費用認識（株式報酬費用）すること、また第47条でストック・オプションの権利の行使または失効までの間の費用認識の相手勘定について、貸借対照表の「純資産の部、新株予約権」とすることと定めた。

日付	終値	前月比%	期待収益率	偏差	編差×編差
平成14年5月	730				
6月	687	-0.06	18.62	-18.68	348.94
7月	705	0.03	18.62	-18.59	345.58
8月	690	-0.02	12.72	-12.74	162.30
9月	640	-0.07	12.72	-12.79	163.58
10月	530	-0.17	12.72	-12.89	166.15
11月	515	-0.03	12.72	-12.75	162.56
12月	479	-0.07	12.72	-12.79	163.58
平成15年1月	501	0.05	13.93	-13.88	192.65
2月	551	0.10	13.93	-13.83	191.26
3月	625	0.13	13.93	-13.80	190.44
4月	870	0.39	13.93	-13.54	183.33

価額を Black-Scholes モデル⁴⁶⁾で算定するが、図表 7 のデータで非開示となっている付与日の株価（平成 14 年 8 月終値）、ボラティリティ、利子率について図表 8 から算出する⁴⁷⁾と以下の様になった。

- ・付与日の株価 (S)
: 690 円
- ・行使時の株価 (T)
: 635 円
- ・オプションの期間 (x) : 3 年
- ・利子率 (R : 期待収益率 ROE を基にする)
: 12.72%
- ・標準偏差 : 14.36%
- ・ボラティリティ (σ) : 49.74%

Black-Scholes モデルを用いたヨーロッパ・コール・オプション価格 (C)⁴⁸⁾ は (a) 式で求める。当式に宝印刷のデータを代入するとオプション評価額 340 円が得られた (b)。

$$C = SN(d_1) - Te^{-Rx} N(d_2)$$

$$= SN\left(\frac{\mu}{\partial\sqrt{x}} + \partial\sqrt{x}\right) - Te^{-Rx} N\left(\frac{\mu}{\partial\sqrt{x}}\right) \dots (a)$$

$$\text{ただし } \mu = \log \frac{S}{T} + \left(R - \frac{\partial^2}{2}\right)(X)$$

$$= 339.8824 \dots (b)$$

そして宝印刷のストック・オプションの株式報酬費用計上総額が 98,260 千円（図表 9）と算出された。また当報酬関係にあるサービス提供期間、つまり対象勤務期間を例えば、権利行使期間と同様とし、当期間中に退職者がいないとすると当該総額が権利

行使日まで各決算日ごとに次の様に配分され、株式報酬費用として費用計上され、純資産の部に新株予約権として内部留保され（図表 9）、宝印刷の各決算日での損益計算書上の税引前当期純利益が各配分金額分減少することになる。例えば図表 4 の平成 18 年 5 月期（改正後）の税引前当期純利益が図表 10 の様に 1,721,045（千円）から 1,688,292（千円）

(図表 9)

株式報酬費用総額 : 578個×500株×340円 (公正価値) = 98,260,000円	
①平成17年 5月31日	98,260,000円×8/36=21,835,555円
(株式報酬費用) 21,835,555	(新株予約権) 21,835,555
②平成18年 5月31日	98,260,000円×12/36=32,753,333
(株式報酬費用) 32,753,333	(新株予約権) 32,753,333
③平成19年 5月31日	98,260,000円×12/36=32,753,333
(株式報酬費用) 32,753,333	(新株予約権) 32,753,333
④平成19年 9月30日	98,260,000円×4/36=10,917,779
(株式報酬費用) 10,917,779	(新株予約権) 10,917,779

(図表10)

平成18年 5月期 (改正後)	単位 : 千円
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
役員報酬	144,870
役員賞与引当金繰入額	35,360
株式報酬費用	32,753
.....	
税引前当期純利益	1,688,292

となる。

ii) ストック・オプションの行使時

次に宝印刷が平成 19 年 9 月 30 日にストック・オプションすべての行使を受け新株の発行による対応とすると、企業会計では資料 2 の取引が行われたことになる。

- ・払込金額合計
635 円×578 個×500 株 = 183,515,000
- ・行使されたストック・オプションの金額
98,260,000

(資料 2)

(現金預金)	85,255,000	(資本金)	91,613,000
(新株予約権)	98,260,000	(資本準備金)	91,902,000

(2) ストック・オプションの税務処理

ストック・オプションの課税については発行会社と取得者に対する二つがある。前者は法人税法第 54 条で、後者は所得税法施行令 84 条 3 号で各々規制される。

i) 発行会社の税務

法第 54 条第 1 項で企業会計基準第 8 号によりストック・オプションの公正価値を株式報酬費用として費用計上した発行会社は、税制非適格の場合はストック・オプション取得者がその権利行使時に給与等課税事由が生じるため当該役務の提供を受けたものとして、法人税法においても権利行使時に損金算入が認められるとされたが、同条第 2 項で税制適格ストック・オプションについてはその権利行使時に損金の額に算入されないと規定された。

宝印刷の平成 18 年 5 月期（改正後）（図表 5）を例に、仮に宝印刷が当該規定⁴⁹⁾を受けるとして検討するとストック・オプション発行時では税制非適格も税制適格も別表四での株式報酬費用は図表 11 の様に前述の株式報酬費用、32,753 千円控除後税引前当期純利益に当株式報酬費用が加算される。しかし権利行使時に税制非適格での処理では平成 20 年 5 月期の別表四で権利付与時から権利確定時までの間に株式報酬費用として会計上費用に計上された額が損金算入されることになるが、宝印刷の税制適格ストック・オプションは損金算入とならないのである。

このように当規定では、ストック・オプション発行時では税制非適格でも税制適格でも対象勤務期間ごとに配分された株式報酬費が各決算日ごとに課税され法人税額が増加するが、権利行使時に税制非適格の場合、権利付与日から権利確定時まで株式報酬費用として計上された額が減算され対象勤務期間に

亘って課税された法人税額が戻ることになる。しかし宝印刷の様に税制適格ストック・オプションの場合、当株式報酬費に課税された法人税額は社外流出されたままとなるのである。

以上の様に企業にとって従業員等への長期インセンティブ報酬とするストック・オプションの交付は企業会計では対象勤務期間に亘って株式報酬費用分が税引前当期利益を減少させ、資金を流出しない内部留保の効果を生むが、企業にとって法人税額を考慮すると税制非適格ストック・オプションより税制適格ストック・オプションの交付の選択が株式報酬費用に課せられた法人税額の負担増となるのである。

ii) 従業員等の税務

他方、ストック・オプションを取得した従業員等は、所得税法施行令第 84 条の規定により課税時期は権利行使時と定められ、同条第 3 項で収入金額を「権利行使時の株価－（新株予約権の取得価額＋権利行使払込額）」とし、当該取得株式の売却時に権利行使価額と譲渡価額との差額が株式譲渡益として課税の適用を受ける（申告分離課税）と定めた。前項の場合、当権利行使時の株価と権利行使払込価額との差額が給与所得として課税される⁵⁰⁾（所得税基通 23～35 共－6）。ただし一定の要件⁵¹⁾が定められ付与された税制適格ストック・オプションの場合の経済的利益は権利行使時に所得税が課税されない（租税特別措置法第 29 条の 2）が、その権利行使により取得した株式を譲渡した時、譲渡価額と権利譲渡価額との差額に対して株式譲渡価額として課税されることになる。つまり税制適格ストック・オプションの場合、課税の繰延となるのである。

税制適格ストック・オプションを交付した宝印刷を例に平成 19 年 9 月 30 日の株価を以下の EPS（Earnings Per Share）及び PER（Price Earnings Ratio）から予想すると、1,070 円⁵²⁾となった。

・平成 14 年 8 月の EPS

(図表11)		(単位：千円)	
ストック・オプション発行時		【税制非適格】	【税制適格】
(別表四)			
税引前当期純利益	1,688,292	1,688,292	
加			
株式報酬費用	32,753	32,753	
算			
所得金額	1,721,045	1,721,045	
<hr/>			
権利行使時			
(別表四)			
減			
株式報酬合計費用	98,260	0	
算			

- (1株当たり利益):49円 ……………a
- ・平成14年平均PER:11.83倍 ……………b
- ・平成18年11月21日のEPS:80円…………c

次に宝印刷の役員11名(子会社取締役2名含む)が仮に合わせて262個の税制適格ストック・オプションを取得したとする⁵³⁾と合計で131,000株(262個×500株)の取得となる。税制適格ストック・オプションの場合は前述した様に権利行使時に所得税が課税されず、株式の移転時に株式譲渡価額に対して株式譲渡益課税が生じる。宝印刷の役員11名が1年後に取得する株式譲渡価額は以下の様になる。

$$(1,070円 - 635円) \times 131,000株 = 56,985,000円$$

当株式譲渡価額に対し役員11名の株式譲渡益は仮に申告分離課税の適用を受けると以下の様に51,286,500円受取ると予想されるが、株式等の譲渡に係る特例に購入価額1,000万円まで非課税(措法第37条の14の2)が規定され、宝印刷の税制適格ストック・オプションは当特例に該当し、役員の取得額が申告分離課税の適用を受けることなく56,985,000円そのまま取得することになる。

申告分離課税 ⁵⁴⁾	10% (所得税7%、住民税3%)	56,985,000円
		<u>5,698,500円</u>
		51,286,500円

本項では宝印刷の例を参考に役員に行使された税制適格ストック・オプションを考察してきたが、税制非適格ストック・オプションを交付された経済的利益は権利行使時に給与所得として例えば適用課税所得900万円~1,800万円以下の場合33%、また1,800万円以上の場合40%(所法89)の課税を受け、更に当該株式の売却時に申告分離課税の適用を受ける。したがって所得税から見るとストック・オプションの役員報酬額は税制適格ストック・オプション取得者の方が優位であろうといえよう。

まとめと今後の課題

本稿ではわが国の役員報酬等やストック・オプションの会計や税制の変更と改正により企業が会計上、及び法人税法上どのような変化が生じ、あるいはどのように対応することになるのかを論考し、ま

た役員報酬等の多寡について宝印刷を例に考察した。

企業会計基準第4号では従来利益処分とされていた役員賞与も役員の職務執行の対価であり、役員報酬と同様に費用として会計処理されることになった。会社法では役員賞与は役員報酬と同様に職務執行の対価として取り扱われることに整理され、また法人税法では、平成18年度改正で従来の報酬、賞与、退職給与の三区分別をなくし、役員に関する給与を役員給与に纏めた。

次にストック・オプションの取扱いについて考察したが、会社法第2条21号で新株予約権が定義され、その発行手続きについては株主総会で定めるとされ、募集新株予約権の有利発行に当たる場合を除き、取締役会でも定めることができるとした。企業会計基準第8号では取得したサービスの認識についてストック・オプションに対価性が認められる限り、これに対応して取得したサービスの消費を費用として認識すること、ストック・オプションの権利の行使等までの間の費用認識勘定の相手勘定は純資産の部に表示すること、公正な価値評価については

Black-Scholes式や二項モデルを適当とした。また法人税法では、第54条で税制適格や税制非適格等について規定し、税制非適格ストック・オプションは

その役務の提供に係る費用の額をその権利が行使された日の属する事業年度の損金の額に算入され、税制適格ストック・オプションは損金算入を認めないとされた。

これらの基準及び法制度を適用すると役員賞与が役員賞与引当金繰入額として費用処理され企業の損益計算書では固定的に発生する管理費となり、宝印刷の例では改正後平成18年5月期では役員報酬が180,230千円(図表5)となり販売費及び一般管理費に占める割合が5.4%(180,230÷3,367,494千円)、またストック・オプションの交付による株式報酬費用(図表9)を加えると8.3%(278,490÷3,367,494千円)と管理費の負担増となり、そして当役員報酬等は企業の税引前当期利益も減少させる大きな要因となるとした。

また当会計基準による役員賞与の変更で、改正後と改正前の法人税法の処理を比較してみると改正後

法人税額では企業の負担が軽減されることが明らかになった。これらのことから高額な報酬等を得る取締役数や役員報酬額が増加すればする程企業にとって税引前当期純利益が減少し、そして法人税額の負担も軽減されることを指摘した。

そしてストック・オプションの公正価値をBlack-Scholesモデルで株式報酬費用の総額を算出し、当規準の適用により株式報酬費用の計上により企業の税引前当期純利益が更に減少することになり、また法人税法では企業が税制非適格ストック・オプションを交付すると、権利行使時に権利付与日から株式報酬費用として課税された法人税額が戻ることになるが、税制適格ストック・オプションの交付の場合は法人税額が社外流出のままとなるのである。したがって企業は法人税額を考慮すると従業員等へのストック・オプションの交付は税制非適格を選択する方が法人税額の負担を軽減することになるのである。

また役員報酬等額としてストック・オプションを含めて役員が取得する総額は、例えば宝印刷の場合278,490千円と予想されるが、役員が報酬額として取得するストック・オプションは所得税からみると、税制適格ストック・オプションの取得者の方が税制非適格オプション取得者より優位であることが明らかになったのである。

当役員報酬等額の多寡についてはコーポレート・ガバナンス論からみると、役員報酬等やその多寡は役員が企業経営を誠実かつ効率的に遂行するインセンティブとして機能しているのか、役員の職務・責任と報酬額が明確化されているのか、またその基準やプロセスが透明で客観化されているのか、そしてその開示が個別にされているのかが関心の的となる。宝印刷の例⁵⁵⁾をみると、取締役や監査役の報酬は株主総会の決議により、その報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の監視が働く仕組みとなっている、とある。この判断は前述した様⁵⁶⁾に旧商法269条では取締役の報酬総額は定款に定めていないときは、株主総会決議でその最高限度額を定めるべきものとされ、会社財産から役員報酬として社外に流出する限度額を株主が決定すれば当条文の目的たるお手盛り防止のため必要かつ十分であるとされていたのである。宝印刷の場合もこの解釈が規制の大柱として機能していることになる。

しかし当基準の変更や法制度の改正により職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益である役員報酬等が企業会計において費用処理されることになり、その総額が開示されることになったのであるが、ストック・オプションについては付与時の公正価値の開示にとどまり、役員が取得する株式譲渡価額はその株がいつ譲渡されるのか、あるいはその時の譲渡価額が不明確、かつ不確実なことから明示されていないことになろう。

とは言え、本稿で役員報酬等はその額や役員数が増大するに伴い企業の税引前当期純利益を減少させ、また法人税額の負担を減らす効果を有することを指摘した様に、その意味で企業経営にとって利益操作可能な項目となりうるのである。したがって報酬委員会は役員の業務遂行と報酬額の多寡との関連性⁵⁷⁾を立証し、それが経済的に不可避的な費用であるのか、あるいはそれが企業の事業戦略において高度な専門知識を有する人材をひきつけるインセンティブとして十分に確保されているものであるのか、そして役割に応じた報酬となっているのかなどを精査し、ストック・オプションの譲渡価額も含めた役員報酬額の個別の開示も必要となろう。

注

本稿でいう役員報酬等とは企業会計基準第4号では「役員報酬」、会社法第361条では「報酬等」、そして法人税法第34条では「役員給与」として各々規定しているが、それらを総称して使用することにする。

1) 鎌田正文「有力100社「役員報酬」全調査」プレジデント、2006年11月13日号、104-105頁。鎌田によると他に株式の配当及び自社株の売却などがあり、例えばテンプスタッフ社長の自社株売却による186億9,660万円の取得、また自社株配当金の取得について、30億円以上が任天堂相談役5億2,435万円、ファーストリテイリング社長36億7,861万円、セガサミーHD会長兼社長34億8,552万円、大東建託会長31億5,314万円の3氏であったことが報告されている。

2) 吉森賢『日米欧の企業経営——企業統治と経営者——』放送大学教育振興会、2001年、11頁。

3) 日経新聞(夕刊)2006年9月9日、5面、市場の話題「米ストックオプション不正、止まらぬ規制とのいちごっこ」、当内容では株式購入権を役員等に供与する日付を操作している疑惑がもちあがっている、つまり株価が安値をつけた日に付与したことにすると、行使価格は低くなり、役員が将来権利を行

使して得られる売却益を増やせる仕組みとなっているとしている。またストックオプションの不正問題をSEC(米証券取引委員会)では企業の株式購入権(ストックオプション)の付与方法や会計処理を巡る不正疑惑について百社超を対象に調査を進めていると報告している(日経金融新聞、2006年9月8日、9面)。また米国の役員報酬が法外なものになっていて、英国の事態が目立たなくなっている、とする指摘もある(J・チャーカム/A・シンプソン著奥村有敬訳『株主の力と責任』日本経済新聞社、2001年、250頁)。

- 4) リチャード・グリーンブリー卿を委員長とする検討委員会報告書「取締役報酬」『コーポレート・ガバナンス——英国の企業改革(日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編)』商事法務研究会、平成13年、第2章、A節、A1(337頁)。
- 5) コーポレート・ガバナンス委員会最終報告書、同上書、第2章、B2.9、I、II(375-376頁)。
- 6) 同上書、第4章、II B、4.6(386頁)。
- 7) 萩野博司「取締役報酬の位置づけ」、同上書、38-53頁。
- 8) 篠崎隆「経営者報酬」『OECDコーポレート・ガバナンス——改定OECD原則の分析と評価——(日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編)』明石書店、2006年、178頁。
- 9) 同上書、177頁。
- 10) J・チャーカム/A・シンプソン、前掲(注3)、259-260頁。
- 11) (社)日本経済団体連合会意見書「我が国におけるコーポレート・ガバナンス制度のあり方について」2006年6月20日参照。
- 12) 会社法施行規則2条3項3号で役員を意味する用語は「役員」とし、株式会社の役員を意味する用語は「会社役員」(同項4号)として区別している。本稿では会社役員について論じる。
- 13) 「役員報酬・賞与・退職慰労金等の実体」『役員処遇の実務』労務行政研究所、1999年5月10日、13-30頁。
- 14) 鎌田、前掲(注1)、100-105頁。
- 15) 労務行政研究所、前掲(注13)、22-23頁、当該書に記載されている「主要企業の役位別にみた報酬と賞与の推移」の社長の報酬等額を抜き出し、91年度から98年度迄グラフ化した。
- 16) 役員賞与は従来利益処分によって定められその性質には役員の報酬に含まれるとする説と含まれないとする説があり、後者が通説となっていた。それは報酬が役員にその業務の執行に対する一定の支給規準に基づき、会社から定期的に継続して支払われる給与とする性格と異なり、賞与は会社の利益処分としての性格を有するものと位置づけていた。ただ

「……(二)昭和二年度利益金処分案承認ノ件ニ付之カ承認可決アリタルコト並被控訴會社ノ定款第二十八條ニハ取締役及監査役等ノ役員報酬ニ關シ「取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス前項役員報酬ノ外毎事業年度ニ於ケル利益金ノ百文ノ十二ニ相当スル金額以内ヲ役員ノ賞与金ニ充テル次年度ノ事業費ヨリ支出ス」との規定があればそれに基づき支出された賞与金の支出を承認・可決した総会の決議を違法でないとした判例(昭和3年10月30日大阪控訴院判決：法律新聞2920号13頁、昭和3年12月30日発行参照)がある。味村・品川は役員賞与が会社の利益金の中から支給されるとする通説は税法にとらわれた考え方で、商法上は役員の報酬の額の一部が、利益にスライドすることと定められていて、それを賞与として支給する場合には、それは当然経費となって差し支えない、と述べている(味村治・品川芳宣共著『役員報酬の法律と実務』商事法務研究会、平成13年、111-116頁)。

- 17) 会社法、第379条、第387条、第404条第3項、第409条参照。
- 18) 尾崎安央「株主持分変動計算書・役員賞与・決算公告等」『新「会社法」詳解』中央経済社、平成17年7月、186-187頁。
- 19) 旧商法269条株式会社の取締役の報酬規定は株主総会の議決事項としていた理由には取締役の報酬を取締役に一任するときは、報酬がお手盛りとなり、会社利益を害するおそれがあるので取締役の専断行為を防止し、報酬額を公正なものにすることが指摘されていた(味村・品川、前掲(注16)、3頁)、また判例 最高裁昭39.12.11『民集』18巻10号2143頁参照。
- 20) 小池正明「会社法の計算規定と改正法人税の実務」6-8頁、平成18年度日税連全国統一研修会、東京地方税理士会。
- 21) 国税庁「役員給与に関するQ&A」平成18年6月参照。
- 22) 小池、前掲(注20)、13頁。
- 23) 国税庁、前掲(注21)参照。
- 24) 法人税法、第34条1項本文括弧書参照。
- 25) 旧法人税基本通達9-2-7。
- 26) 宝印刷株式会社は平成18年5月期個別財務諸表で会計処理の変更として、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しています。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、35,360千円減少しております、と報告している。日本経済新聞2006年7月14日朝刊17面「会社法で変わる決算(役員賞与)」も参照のこと。

- 27) 宝印刷株式会社、平成 18 年 5 月期有価証券報告書、第 4〔提出会社の状況〕参照。宝印刷は平成 18 年 5 月期の役員賞与引当金繰入額の会計処理を企業会計基準第 14 号 13 項の株主総会決議事項としている。
- 28) 宝印刷、同上書、参照。
- 29) 法人税法の改定により別表 4 の区分 8 に「役員給与の損金不算入額」が加わり、また別表 11「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」の内容が変わった。
- 30) 宝印刷、前掲（注 27）参照。
- 31) 旧商法第 269 条では「取締役が受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム」とされていた。
- 32) 会社法 404 条 3 項。
- 33) 新株予約権の権利内容については、会社法第 2 条 13 号、第 236 条、第 255 条 1 項、第 290 条を参照のこと。
- 34) 会社法 238 条 3 項。
- 35) 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」第 21 条。
- 36) 同上、第 23 条。
- 37) 同上、第 28 条。
- 38) 同上、第 39 条、費用認識に関する詳細な論議が第 34 条から第 38 条までに亘って示されている。
- 39) 同上、第 47 条、当決定は貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について別プロジェクトで検討し、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が公表され、その基準を採用したことが記されている。また会計学において新株予約権の貸借対照表での表示問題が論議されているが、例えば梶田龍三「負債と資本との区分の会計問題」会計、第 163 巻第 2 号、2002 年 2 月、勝尾裕子「重要論点の補足と検討」斎藤静樹編著『討議資料財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、平成 17 年、野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」企業会計、2006、Vol.58、No.9、等があるが、本稿での論点とはしない。
- 40) 同上、第 48 条、49 条、第 50 条。
- 41) 同上、第 51 条、52 条、第 53 条。
- 42) 立野晴朗「中小企業が活用する利益連動給与、ストック・オプション」税務弘報、2006 年 10 月、44-45 頁。
- 43) 同上書、45 頁。
- 44) 宝印刷株式会社、平成 14 年 5 月期、有価証券報告書、第 4【提出会社の状況】新株予約権方式によるストック・オプション制度参照。
- 45) 宝印刷株式会社、平成 15 年 5 月期、有価証券報告書、第 4【提出会社の状況】新株予約権の状況参照。新株予約権の行使の条件として①対象者は新株予約権の行使時において当社ならびに当社子会社の取締役または従業員であること、②新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする、③対象者の相続人による行使は認めないこと、また新株予約権の譲渡は認めないことが記載されている。
- 46) 本稿では Black-Sholes モデルを所与として活用し、当モデルについて論議することを目的としない。
- 47) 中嶋克久・野口真人・棟田浩幸『種類株式・新株予約権の活用法と会計・税務』中央経済社、平成 18 年 4 月、132-134 頁。また宝印刷の株価と期待収益率（ROE 実績ベース）は日経メディアマーケティング㈱の協力をいただき入手した。
- 48) 石村貞夫・石村園子『金融・証券のためのブラック・ショールズ微分方程式』東京図書、1999 年 12 月、140-187 頁。
- 49) 当該規定は平成 18 年 5 月 1 日以後にその発行に係る決議をする新株予約権について適用されるとしている（法附則 30①）。したがって宝印刷のストック・オプションは平成 14 年 8 月 28 日の定時株主総会決議によるため当該規定の適用を受けていない。
- 50) 外国法人からその子会社である日本法人の取締役等が受けたストック・オプションについて、その権利行使をした場合の利益に対する所得の区分が争われた訴訟が幾つかあるが、最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決（民集 59 巻 1 号、54 頁参照）の判旨でストック・オプションの権利行使便益は雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして所得税法 28 条 1 項所定の給与所得に該当すると結論づけている。
- 51) 前掲、（注 45）参照。一定要件として、①付与決議の日後 2 年から 10 年以内に権利行使すること、②権利行使価額の年間の合計額が 1,200 万円を超えないこと、③ 1 株当たりの権利行使価額は付与契約締結時における 1 株当たりの時価以下であること、④新株予約権は譲渡禁止であること、⑤権利行使により取得する株式は、その株式会社を通じて証券会社等の営業所に保管の委託等がされること、としている。
- 52) 宝印刷の 1 年後の予想株価の算出の為にパフェットのモデルを活用し①EPS の成長率 $= (c/a)^{1/4} - 1$ から、② 1 年後の EPS の予想 $= (c \times ((1 + \textcircled{1})^4 - 1))$ を、そして③ 1 年後の株価 $= \textcircled{2} \times b$ で算出した。尚パフェットのモデルについてはメアリー・パフェット、デビッド・クラーク著、井手正介・中熊靖和訳『パフェットの銘柄選術』日本経済新聞社、2006 年、155-195 頁参照。
- 53) 宝印刷は従業員等が取得する新株予約権について個々に開示していない。
- 54) 証券業者を通じて上場株式等の譲渡の場合（但し平成 15 年 1 月～19 年年度末まで）。
- 55) 宝印刷、平成 18 年 5 月期有価証券報告書、第 4〔提出会社の状況〕。
- 56) 前掲、（注 19）及び会社法 361 条参照。オリックス、

ソニー、松下電器産業でも有価証券報告書にて取締役報酬の総額を記載し、個別に報酬額が開示されていない。

57) 大和証券グループでは、業績連動型報酬の算定基準に経常利益、ROEなど財務的視点に加えてステークホルダーであるお客様の視点も重視している(Daiwa Sustainability Report 2005)としている。また松下電器産業ではCapital Cost Management (CCM)とキャッシュフローによる業績評価を各人の支給額に反映しているとしている(有価証券報告書2006)。

【参考文献】

味村治・品川芳宣共著『役員報酬の法律と実務』商事法律研究会、平成13年。

池本征男『所得税法——理論と計算(改訂版)』税務経理協会、平成18年。

石村貞夫・石村園子『金融・証券のためのブラック・ショールズ微分方程式』東京図書、1999年。

江村羊奈子「役員賞与の会計処理」JICPAジャーナル、No.609, APR 2006。

尾崎安央「株主持分変動計算書・役員賞与・決算公告等」『新「会社法」詳解』中央経済社、平成17年。

会社法(平成18年5月1日施行)第2条、第236条、第238条、第255条、第290条、第361条、第362条、第379条、第387条、第404条、第409条。

会社法施行規則(法務省令第12号、平成18年2月7日)121条、124条。

鎌田正文「有力100社「役員報酬」全調査」プレジデント、2006年11月13日号。

勝尾裕子「重要論点の補足と検討」斎藤静樹編著『討議資料財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、平成17年。

椛田龍三「負債と資本との区分の会計問題」会計、第163巻第2号、2002年2月。

神田秀樹『会社法入門』岩波新書、2006年。

企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」平成17年11月29日。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」平成17年12月9日。

企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」平成17年12月27日。

企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準」平成17年12月27日。

小池正明「会社法の計算規定と改正法人税の実務」日税連全国統一研修会、東京地方税理士会、平成18年。

国税庁「役員給与に関するQ&A」平成18年。

旧法人税法基本通達9-2。

旧商法 第269条、第279条。

佐藤尚弘「業績連動型給与の税務」税務弘報、2006年5月。

佐藤尚弘「会社法・改正税法で変わる「役員給与」対策」税務弘報、2006年10月。

実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年3月9日)。

品川芳宣「役員報酬課税の問題点と方向性」JICPAジャーナル、No.607, FEB 2006。

(社)日本経済団体連合会意見書「我が国におけるコーポレート・ガバナンス制度のあり方について」2006年6月20日。

杉田宗久・備後弘子『改正役員給与の税務40問40答』清文社、平成18年8月。

高津知之「「役員賞与に関する会計基準」及び「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」について」JICPAジャーナル、No.608 MAR.2006。

宝印刷株式会社、平成14年5月期有価証券報告書。

宝印刷株式会社、平成15年5月期有価証券報告書。

宝印刷株式会社、平成18年5月期有価証券報告書。

立野晴朗「中小企業が活用する利益連動型給与、ストック・オプション」税務弘報、2006年10月。

田中勝「所得税法・租税特別措置法(所得税関係)の改正について」税経通信、2006年6月臨時増刊号。

チャーカム・J/A・シン普森著、奥村有敬訳『株主の力と責任』日本経済新聞社、2001年。

中央経済社編『新「会社法」詳解』平成17年7月24日。

戸島利夫・辻敢・堀越薫『二訂新版税法・商法からみた役員報酬・賞与・退職金』税務研究会出版局、平成12年1月。

豊田俊一・片山智二・川崎聖敬「ストック・オプション等に関する会計基準について」企業会計、2006年Vol.58 No.4。

朝長英樹「会社法改正と税制の課題(前編)」JICPAジャーナル No. 610, MAY 2006。

朝長英樹「会社法改正と税制の課題(後編)」JICPAジャーナル No. 611, June 2006。

中嶋克久・野口真人・棟田浩幸『種類株式・新株予約権の活用と会計・税務』中央経済社、平成18年。

日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編『コーポレート・ガバナンス——英国の企業改革』商事法律研究会、平成13年。

日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編『OECDコーポレート・ガバナンス——改定OECD原則の分析と評価』明石書店、2006年。

野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」企業会計、2006年、Vol.58, No.9。

バフェット・メアリー、デビッド・クラーク著井手正介・中熊靖和訳『バフェットの銘柄選択術』日本経済新聞社、2006年。

判例 大阪控訴院判決、法律新聞2920号13頁(昭和13年12月30日発行)。

判例 最高裁昭39.12.11『民集』18巻10号2143頁。

判例 最高裁平成17.1.25『民集』59巻1号54頁。
法人税法 第34条、第36条、第54条。
棟田裕幸「ストック・オプションを利用した場合の会計・税務」税務弘報、2006年5月。
労務行政研究所『役員待遇の実務』1999年5月10日。

山川信行「役員賞与に関する会計基準と実務」税務弘報、2006年5月。
吉森賢『日米欧の企業経営——企業統治と経営者』放送大学教育振興会、2001年。